

議案第38号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

学校薬剤師に係る公務災害補償の補償基礎額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「6,547円」を「6,532円」に、「7,971円」を「7,957円」に、「9,606円」を「9,585円」に、「10,797円」を「10,771円」に、「11,966円」を「11,936円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。